



パート④3

元気な子 育むために

児童手当制度

目的

児童手当とは、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

しくみ

●支給の対象

児童手当は、3歳未満児を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月～5月までの月分については前々年)の所得が一定額以上の場合には支給されません。

●児童手当の額

- 第1子 5,000円(月額)
- 第2子 5,000円(月額)
- 第3子以降 10,000円(月額)

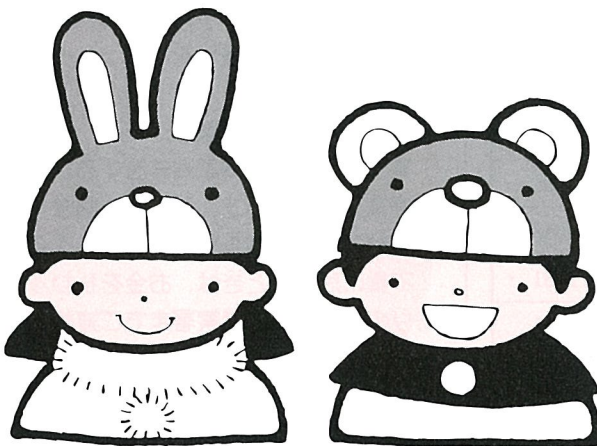
●児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの月の前月分までを支給します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その方の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付(児童手当と同額)が支給されます。



申請

●申請に必要な書類

児童手当認定請求書：窓口にて用意してあります。

年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合

児童手当用所得証明書：1月1日に光町に住所がなかった人

その他：印鑑と金融機関の口座番号など

窓口 保健福祉課 福祉係 ☎(84)1211(内217)



届出

現況届	毎年6月に提出(全ての受給者)
消滅届	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村へ転出したとき ・年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき ・特例給付受給の方が退職したとき
額の改定届	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件等により、受給対象児童の数が減ったとき
額の改定請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・出生等により支給対象児童が増えたとき

6月1日(月)は、人権擁護委員の日です。